

益田市の木造住宅の耐震補助金制度について

～昭和56年5月31日以前の基準により建築された住宅の所有者等へお知らせ～

耐震補助金があります！

(令和6年度より診断費が増額しました！
又、補助対象者の要件も緩和しました！)

昭和56年5月以前に建てられた家は、昔の耐震基準で設計されています。
いつどこでおきるかわからない地震に備えて、まずは耐震診断を受けてみましょう！

①耐震診断 補助上限額12万円
(補助対象経費の10/10以内)
建物が地震に対して弱いところや地震の耐震性があるかを調べます

耐震診断のあとは・・・
(耐震性がない時は)

改修工事、建替工事の補助もあります！

②耐震改修
補助上限額100万円
(補助対象経費の8/10以内)
補強設計、補強工事等が対象です。

③耐震建替
補助上限額100万円
(補助対象経費の8/10以内)
解体工事、新築工事(設計等含む)
が対象です。

詳細は裏面をご確認ください。

まずは、建築課に電話等でご相談下さい。(建築時期、建築場所をお伝え下さい)

内容についてのお問い合わせは下記までご連絡下さい。

【お問い合わせ】 益田市建設部建築課指導係 (市役所分館 3F)

☎ 0856-31-0668 Fax 0856-31-0005

メール kenchiku@city.masuda.lg.jp

益田市木造住宅耐震化促進事業について

1.対象となる建築物

～以下①～④の内容を全て満たすものが対象です

- ①益田市内に存する2階以下の木造住宅
- ②現に居住の用に供し、又は居住の用に供することを予定しており、かつ、耐震化事業の完了後も引き続き居住の用に供するものであること。ただし、耐震化事業のうち、耐震建替事業については、現に居住する住宅に限るものとする。
- ③昭和56年5月31日以前に建築し、又は建築に着手した木造住宅であること。
- ④耐震改修、耐震建替においては、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と判定された木造住宅であること。

2.補助対象者

補助対象住宅の所有者で現に居住し、又は、耐震化事業の実施後に居住する予定がある個人であり、かつ、市税の滞納がないものとする。ただし、耐震建替事業については補助対象住宅の所有者と同居し、若しくは同居する予定がある2親等以内の親族でも可とする。

3.補助金額

耐震診断事業・・・補助対象経費の10/10以内の額（補助限度額12万円）
耐震改修事業・・・補助対象経費の8/10以内の額（補助限度額100万円）
耐震建替事業・・・補助対象経費の8/10以内の額（補助限度額100万円）

3.申込方法（事前相談）

まずは、建築課に電話等にてご連絡（事前相談）下さい。ご相談いただいた建築物が補助対象となるかを確認します。補助対象となる可能性があるかと判断された場合、申請書を提出いただきます。

※業者との契約（着手）後の申請はできません。

4.受付期間

期間：令和6年5月7日（火）～令和5年12月13日（金）
（令和7年2月21日（金）までに事業が完了するものに限りです）

5.注意事項

- ・交付決定を受ける前に業者と契約を行わないこと。（事前着手となり補助金の交付ができません）
- ・予算の範囲内で補助を行いますので、予算が無くなり次第終了となります。
- ・耐震診断事業においては、**耐震診断技術者**に業務を行わせること。
- ・耐震建替事業においては、新築工事の設計等は建築士が行うこと。
- ・耐震建替事業における新築工事は、**省エネ基準**に適合させること。

益田市ホームページ内の建築課で詳細を確認できます。
まずはお気軽にお問い合わせ下さい。